

# 障がい福祉サービス(介護給付)の利用開始方法

## ①障害支援区分認定申請を行う

障害者総合支援法における介護給付サービスの利用を希望する場合、**岩内町役場社会福祉担当(Tel0135-67-7083)**に障害者支援区分認定の申請を行います。

## ②障害支援区分認定

### ★認定調査

- ・岩内町の認定調査員と面接します。
- ・全国共通の質問票により、心身の状況に関する80項目と概況の調査が行われます。



### ★一次判定

- ・訪問調査の結果に基づき、コンピューター判定が行われます。



### ★医師意見書

- ・かかりつけ医に申請者の心身の状態、特別な医療などの意見を求めます。  
**(岩内町が依頼します)**



### ★二次判定

- ・一次判定結果、概況調査、医師意見書などを踏まえ、岩内町障害支援区分認定審査会で二次判定を行います。



### ★認定・結果通知

- ・二次判定の結果に基づき**非該当**、**区分1～6**の認定が行われます。  
※**非該当**と認定された方は、**障害者総合支援法における介護給付サービスを利用することができません。**



### ★サービス利用意向の聴取、サービス等利用計画案の提出

- ・岩内町から計画案の提出が求められている場合は提出します。
- ・サービス等利用計画案は**岩宇地区相談支援センター すまいるさぽーと(Tel0135-63-1294)**が作成しますが、申請者自身



による作成も可能です。



### ★支給決定

・岩内町では、障害支援区分や本人・家族の状況、利用意向、サービス等利用計画案などを踏まえてサービスの支給量などを決定し、申請者に通知します。



岩内町社協が事業運営する『訪問介護いわない』では自宅にホームヘルパーを派遣する【①居宅介護】と【②重度訪問介護】を実施しております。どちらのサービスを利用希望される場合も、岩宇地区相談支援センターすまいるさぽーとに『サービス等利用計画』の作成を依頼していただくこととなります。※自己作成または介護保険サービスによるケアプランが既に作成されている方については依頼する必要はありません。



【①居宅介護】【②重度訪問介護】についてもっと詳しい内容を知りたい方は岩内町社協ホームページの【事業内容→障がい福祉サービス→①居宅介護事業又は②重度訪問介護】をご覧ください。